

介護老人保健施設 ふれあいの百合 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 康心会が開設する介護老人保健施設 ふれあいの百合（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 法人名 医療法人社団 康心会
- (2) 施設名 介護老人保健施設 ふれあいの百合
- (3) 開設年月日 平成30年4月1日

- (4) 所在地 茅ヶ崎市南湖 1-6-14
- (5) 電話番号 0467-84-6501 FAX番号 0467-84-6502
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1452480081号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	人員数
(1) 管理者 (医師)	1.0人
(2) 薬剤師	0.4人以上
(3) 看護師	9.8人以上
(4) 介護職員	25.7人以上
(5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3.0人以上
(6) 管理栄養士	2.0人以上
(7) 支援相談員	1.0人以上
(8) 介護支援専門員	1.0人以上
(9) 事務員	4.0人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士及び管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、庶務および会計事務に従事する。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第 8 条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 介護保健施設サービス費（I）の人員体制とする。

(入所者負担の額)

第 9 条 入所者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、居住費・食費、特別行事費、私物洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項に定めるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対しサービスの内容及び費用を記載した文書にて通知説明のうえ同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、9：00～19：00（平日） 9：00～17：00（土日祝）とする。
- ・ 消灯時間は、21：00とする。
- ・ 外出は、面会時間同様とする。
- ・ 外泊は、一月につき7泊8日までとする。
- ・ 飲酒・喫煙は、全館禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止とする。
- ・ 所持品について、貴重品の持ち込みは禁止とする。
- ・ 電化製品の持ち込みは、施設と相談のうえ可能とする。
- ・ 金銭の管理は、行わない。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、当施設医師の指示によることとする。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他入所者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- (6) 水害（土砂災害）に対応した避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施するとともに、茅ヶ崎市へ結果を報告する。
- (7) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (9) 当施設は、(6)及び(7)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職員の服務規律）

- 第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

- 第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（職員の勤務条件）

- 第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 康心会の就業規則による。

（職員の健康管理）

- 第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 17 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともにまん延することがないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針及び担当者を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に基づき、当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

- 第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、「就業規則」に基づき処分を行う。

(要望および苦情処理)

- 第 19 条 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望または苦情等については、担当介護支援専門員に申し出ることができ、または備え付けの用紙にて管理者宛に所定場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。また、各市町村の介護保険担当課及び神奈川県国民健康保険団体連合会に苦情の申し立てができる。
- 2 寄せられた要望又は苦情等については、管理者及び各担当者と協議し、必要な措置を講ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 20 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行うとともに、家族等へ連絡し、その後、保険者及び関係機関へ報告する。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を、定期的実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(協力医療機関)

第 21 条 入所者が急変した場合、また医療処置が必要な場合は、協力医療機関に受診または、救急対応を行う。協力医療機関及び協力歯科医療機関の詳細は、以下のとおりとする。

・協力医療機関

- | | | | | |
|---|-----|-------------------|----|-------------------|
| ① | 名 称 | 湘南東部総合病院 | | |
| | 住 所 | 茅ヶ崎市西久保 5 0 0 | 電話 | 0467-83-9111 (代表) |
| ② | 名 称 | 茅ヶ崎中央病院 | | |
| | 住 所 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎 2 - 2 - 3 | 電話 | 0467-86-6530 (代表) |

・協力歯科医療機関

- | | | | | |
|---|-----|------------------|----|-------------------|
| ① | 名 称 | 茅ヶ崎新北陵病院 | | |
| | 住 所 | 茅ヶ崎市行谷 5 8 3 - 1 | 電話 | 0467-53-4111 (代表) |

(身体の拘束等)

第 22 条 当施設は、「入所者様一人ひとりの健康と尊厳を守り、明るい笑顔と温かい介護であなたらしい生活を支えます。」の理念の下、身体拘束は原則禁止とする。但し、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、次の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限るものとする。その場合、その態様及び時間、入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を診療録に記載するものとする。又、入所者及び家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分なご理解をいただけるよう努める。

- (1) 「切迫性」 入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- (2) 「非代替性」 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- (3) 「一時性」 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(高齢者虐待防止の為の措置)

第 23 条 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又は再発の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修（年 2 回以上）の実施。
- (2) 高齢者虐待防止に関し適時、指針を整備し、また適性化のための委員会を開催し、その結果を介護職員及びその他職員に周知徹底する。
- (3) 虐待防止に関する責任者・担当者を設置し、成年後見制度の利用を支援する。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を行う。
- (5) 高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止と発見に努め、発見時は関係機関に速やかに

通報する。

(褥瘡対策等)

第 24 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内で自由に閲覧可能とする。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、ハラスメントに関する重要事項については、医療法人社団 康心会介護老人保健施設ふれあいの百合の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する

- ・令和元年 5 月 1 日 変更
- ・令和元年 8 月 1 日 変更
- ・令和元年 10 月 1 日 変更
- ・令和 3 年 4 月 1 日 変更
- ・令和 3 年 6 月 1 日 変更
- ・令和 4 年 1 月 1 日 変更
- ・令和 5 年 6 月 1 日 変更
- ・令和 6 年 4 月 1 日 変更
- ・令和 6 年 8 月 1 日 変更

利用料金表

(1) 基本料金 (代表的な例：介護保険1割負担の場合)

入所者2割の場合は基本料・加算額が約2倍となります。

入所者3割の場合は基本料・加算額が約3倍となります。

	介護度	個室	多床室
基本型 サービス費	要介護1	750円/日	829円/日
	要介護2	798円/日	881円/日
	要介護3	866円/日	949円/日
	要介護4	923円/日	1,005円/日
	要介護5	974円/日	1,058円/日

(2) 加算料金 (代表的な例：介護保険1割負担の場合)

夜勤職員配置加算		25円/日
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (入所後3ヶ月以内に限り算定可)		270円/回
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (入所後3ヶ月以内に限り算定可)		209円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (週3日まで)		251円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (週3日まで)		126円/回
初期加算Ⅰ (入所後30日間に限り加算)		63円/日
初期加算Ⅱ (入所後30日間に限り加算)		32円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		19円/日
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ※厚生労働大臣基準の項目 2024年6月より右記に準ずる		(基本料金+加算料金) × 7.5%
療養食加算		7円/回
経口移行加算		28円/日
経口維持加算	経口維持加算 (Ⅰ)	418円/月
	経口維持加算 (Ⅱ)	105円/月
外泊時施設療養費 (基本サービス費に代えて算定)		379円/日
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)		471円/回
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)		502円/回
退所時指導等加算	試行的退所時指導加算	418円/回
	退所時情報提供加算	523円/回
	入退所前連携加算 (Ⅰ)	627円/回
	入退所前連携加算 (Ⅱ)	418円/回

	訪問看護指示加算	314円/回
所定疾患施設療養費	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	250円/日
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	502円/日
再入所時栄養連携加算		209円/回
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		11円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		6円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月につき）		94円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月につき）		115円/月
新興感染症等施設療養費		251円/日
褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月につき）	4円/月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月につき）	14円/月
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	令和6年度まで	105円/月
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	令和7年度から	53円/月
協力医療機関連携加算（Ⅱ）		6円/月
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）1月につき	42円/月
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）1月につき	63円/月
安全対策体制加算（入所中1回）		21円/回

※（Ⅰ）・（Ⅱ）については、地域加算10.45を乗じています。

※ 端数処理の都合上、1円単位の誤差が生じることがあります。

（3） 居住費・食費

項目		入所者負担分	内容
居住費	従来型個室	1,703円/日	建築費・修繕維持費・光熱水費
	多床室	513円/日	
食費（食材料費・調理費）		1,831円/日	朝食508円 昼食713円 夕食610円

（4） その他の費用（ご入所者10割負担分） ご入所者の希望により提供した場合 （項目の※は、税込価格）

項目	入所者負担分	内容
特別室利用料 ※	4,400円/日	個室利用時
理美容代	実費	カット料金
日用品費 ※	日用品セット 110円/日	※1 委託業者との契約により購入できません （単品による提供もできます） ※2 入浴用タオル、石けん及びシャンプー （リンス）は、施設でご用意致します

教養娯楽費	実費	書道の会・音楽会・園芸の会等に参加した場合
私物洗濯代 ※	402円/回	委託業者との契約になります
タオルリース代 ※	139円/日	委託業者との契約になります
特別行事費	実費	特別行事に参加された家族について
健康管理料等	実費(金額は各市町村の取り決めによる)	インフルエンザ接種料等(入所者が希望した場合)
文書作成料 ※	5,500円/部	健康診断書、生命保険会社用健康診断書 死亡診断書、障害年金診断書等
死亡処置料 ※	11,000円/回	清拭、着替え等
エンゼルセット ※	2,420円/組	看取りのケア・メイクセット